

# 令和7年度第6回あわら市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和7年9月24日（水）午後1時30分から午後3時40分まで

2. 開催場所 あわら市役所 3階 全員協議会室

3. 出席委員（13人）

会長	13番 加藤 秀信	
会長職務代理者	2番 田川 幹雄	
委員	1番 吉村 智和	3番 田嶋 瞳
	4番 川崎 善徳	5番 江川 直美
	6番 塚田 倫一	7番 石谷 吉昭
	8番 中嶋 豊美	9番 田崎 正實
	10番 石田 繼治	11番 堀川 治夫
	12番 炭田 学	

4. 欠席委員（1人） 14番 朝倉 雪

5. 議事日程

第1 開会

第2 会長挨拶

第3 業務報告

第4 議事録署名人の指名

第5 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 現況証明願について

議案第3号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出の報告について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約通知の報告について

第6 その他

（1）その他

第7 閉会

6. 事務局 局長 山本 紹央 局長補佐 藤井 恭代

主査 板東 裕美 主事 坪川 智美

7. 会議の概要

◇開会宣言	
◇会長あいさつ	
◇定足数の確認	
事務局	<p>出席状況の報報告</p> <p>委員総数24名中、出席委員21名。農業委員総数の過半数以上の出席。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により成立。</p>
◇業務報告	
◇議事録署名人の指名	
議長	議事録署名人に、5番・江川委員、6番・塚田委員を指名。
◇議 事	
◇ 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について	
事務局	【事務局説明】
議長	<p>次に、地区担当委員の説明を求めます。</p> <p>番号1番について、10番 石田委員お願いいいたします。</p>
10番	番号1番について、事務局の説明どおり問題ないと思われます。以上です。
議長	続いて、番号2番、3番について、2番・田川職務代理者 お願いします。
2番	はい、番号2番、3番について事務局の説明とおり問題ないと思われます。
議長	<p>続いて、番号4番は私の方から説明します。</p> <p>○○さんの父親の代から▲▲区を出ておりまして、隣の家にあった△△さんが、所有権移転という形で売買するということになっております。</p>
議長	これらの案件についてご質問はありませんか？
12番	2番、3番の○○の字番号については、絵図でいうとこれですか？
事務局	<p>農地法第3条の議案第1号の番号1番から4番についての地図でのご説明はありません。</p> <p>資料としてつけてはおりません。</p> <p>▲▲は書いてあるんですけど、○○委員がおっしゃっている地図というのは、8ページからの地図のことをおっしゃっていらっしゃるんでしょうか。</p> <p>8ページから10ページまでの地図につきましては。議案第2号の現況証明願いについての地図になっております。</p> <p>農地法3条の許可申請についての地図は添付しておりません。</p> <p>なぜかというと、委員会が始まる前、本日午前中に現地調査の担当になっている委員さんに地図を確認していただいて、審査は終わっている状況です。</p>
12番	<p>それと、これとは違うでしょ。</p> <p>審査が終わっていることと、公告する内容とは話違うのでは？</p>
事務局	<p>これまでもそのような形で、地図での示しはあのしてきておりませんでしたので、今回もお付けしてございません。</p> <p>今申し上げましたように、本日午前中、農業委員さんに説明させてもらいまして、場所ともご確認いただいているところです。</p>
12番	話が違う。他の農業委員にはどうでもいいから、担当の農業委員だけ知っていればいいということであるのならここに諮る必要はないんじゃない

	のですか？
7番	皆さんが必要であるのであれば、次回から載せるような形にとらざるを得ないと思います。
12番	<p>そういう問題ではなくて、初めて担当させていただくことになったんだけどね、その中で、そこの経緯というのは知らないんだけど、そこは私のミスかもしませんが、ここに諮る必要がないんであれば、書くなということになりますので、そしたら、私どもは何をここに持って、どこの地面がどうなるのと、ただ、90m<sup>2</sup>とか、95m<sup>2</sup>とか、320m<sup>2</sup>とかいうのが何のためにこれを使っているのかもわからないで、この文章の中には、集積化には影響がないと言って、どこの場所の集積化に影響ないのかもわからない。他の文章もただ通り一ぺんに書いてあるけど、集積化はどういうふうな集積化を考える中で、こういう個別案件が出てきたときに、将来のそこを大きく農業をやる人にとって、そこを集積化する対象としてはどうなんやといったときに、「いや、こんな小さくてダメだわと。」という話になると、これは売買の話になってしまいだけなので、そこら辺のところは分からぬで、集積化に影響ないよと、とおりいっぺんのことが書いてあって、これで私どもに何をしろというのが、ちょっと私自身はわからないということで質問させていただきました。</p>
事務局	<p>ご意見ありがとうございます。この農地法第3条の規定の許可申請というものは、今回、案件に出させてもらっているのは、すべて所有権の移転でございます。現在の土地所有者から新たに別の方が所得所有権を取得するという申請となっています。</p> <p>単純に言いますと、畑とか田んぼの農地の所有者が、別の所有者に変えるための許可申請になっているので、今、農地の集積ということには、関わってこないのではないかなと思います。</p>
12番	であれば、すべてのページの一番下に、第2項6号の中に書かれている集積化等に取り組む際に支障を及ぼすものはないと考えられる。ということは、どういうふうに理解したらいいの？
事務局	所有権を譲り受けるということは、この農地を譲り受けた方が耕作されるという要件のもとに、取得される方が耕作されるということになりますので、その方が、周辺の農地に影響を及ぼすことがないということを確認するために、調査書の第2項第6号に記載をさせていただいております。
12番	他の経営体が農地を集積するときには、この該当する農地は対象外としてなるので、集積化等には影響ないというふうに書かれているというふうに理解していいんですか？
事務局	例えば、この△△区の農地の畑の部分で、周りのところの畑とか田んぼのところで、他の経営体の方が集積するときに、所有者が○○さんに代わられても問題ないです。ということを説明している文になります。ご理解いただけますでしょうか？
12番	国が示している集積化というふうな、どんどん、そういうもので進めていこうというふうな中で、あわら市はいろんな農地に対して、集積化はどういうふうにしようとしていて、そこがここの該当する農地に対しては、どうなんや？ということはわかるようになりますか？
事務局	<p>先月の農業委員会時にご説明した内容になりますけれども、3条の許可申請とは、農地の貸し借りや売り買いをするときに伴う権利移動の許可制度のことです。売買、贈与や賃借によって、農地の権利関係が変わると、農業委員会の許可が必要になるということです。</p> <p>議案の3ページからの調査書にあります通り、農地法第3条第3項の不許可になる要件に当てはまらないかを確認した上で、議案として提出させていただいております。農地法第3条第2項の不許可となる要件については、6項目ございます。特に、第6号の地域との調和の要件については、地域との調和に支障が生ずるおそれがないか、他の経営体が、農地集積等に取り組む際に、支障を及ぼすことはないかということをチェックしてい</p>

	<p>ます。</p> <p>当事務局としては、恐れがないというふうに判断しております。ですので、委員の皆さんには、ご意見と齟齬がないかを確認していただきたいと思っております。</p> <p>本日午前中、農業委員さん3名の方に3条のところも、写真等を用いてご説明させていただいておりまして、その辺で委員さんの方からご意見いただけたと、ありがたいかなと思っております。</p>
12番	<p>今の条項を説明いただいたんですけど、そのところについて、私、先ほど説明させていただいたのは、あわら市のプランの中で、農地集積化どうあるべきなんだということが、元々のプランがあつて、それに対して集積化に対して影響ないんだよという判断、恐れがないんだよって判断をされていると言うんであれば、あわら市が元々書いているプランというものが、どういうものになっているのか、それはわかりますか？</p>
議長	3条は、所有権の移転であつて集積化とは関係ないことです。
12番	<p>そうしたら、集積化等に対する影響はありません、という文言を外すということですね。説明資料の中に、第2項第6号の中に、他の経営体が農地集積等に取り組む際にも、支障を及ぼすことがないよ、という話で書かれているので、今の説明であると、集積化とは関係ない事案であれば、この文書はいらないということです。書かれているから聞いてるんであって、これと解するものではないんだよって言うならば、削除という形になりますよね。</p>
事務局	<p>第2項第6号の部分のことをおっしゃっていると思うんですけど、これは、他の経営体が集積をする際に、今、所有権を移転した方が支障になってくるかどうかっていうような問い合わせるんです。</p>
12番	<p>そうしたら、農地の問題ではなくて、譲渡された人が経営体の集積に対して影響を及ぼすような人ではありませんよ、というふうに理解するということですね。そういうふうには読めませんけど。ここは、あくまで農地の観点で書いているというふうに理解したんだけど、譲渡された人に対して書いているというふうには読めなかつたんで、私の理解間違いということで、よろしいですか？</p>
事務局	<p>この2項の判断の理由のところを読ませてもらいますと、また、ほかの経営体が農地集積等に取り組む際にも支障を及ぼさないと考えられる、というふうな文言ですので問題ないと思います。</p>
12番	<p>6号のことの文章を言ってるんであつて、今は別のことを言っていて、その人がどうのこうのという話はわかったんだけど、文書の下は、土地について、他の経営体が集積するにおいては支障がないよというふうに、私は理解させてもらったんだけど、そうではないんだよ。ここもあくまでも譲渡された人が、その他の経営体が集積するにおいて、妨げるような人ではありませんよ、というふうに説明いただいたんですね。そういう文章には見えませんねって、ここは土地としてしか書かれているようにしか理解しないんだけど、そうじゃないよね。</p>
事務局	<p>ご意見ありがとうございます。委員がおっしゃる通り、人についても伝えている内容になっています。まあ、人イコール耕作者になるので、農地（土地）についての意味も含まれていますが、人についてっていうことで取っていただいた大丈夫です。</p>
12番	<p>それはわかりました。なら、その一番頭にある譲渡人という〇〇ということについて下に書いてあるというふうに理解してくださいねということですね。</p>
事務局	<p>〇〇さんってというか、譲り受け人さんのことが書かれているというふうに受け取っていただければいいかなと、△△さんとですか、●●さんのことが書かれているというふうに理解していただければ結構です。記載の仕方がちょっとわかりにくいくらいでしたので、申し訳ありませんでした。</p>

12番	それだったら、先ほど、あわら市が元々持っている集約化に対するプランというものに対しては、どういう位置づけになってるんや?ということは、市が持っているプランというのは開示できますか?
推進委員	まあ、そのプランとか、あわら市のこの問題にしているわけでないんで、この1号議案っていうのは、これを申請するかしないかっていう話ではないんでしょうか。プランは関係ないと思うんですけど。
7番	<p>おっしゃる通りだと思うんですけど、朝見せていただいたんですけど、もし、事務局で面倒じゃないなら、写真にでもらったらいいいじゃないですか。</p> <p>あれをこれにつければ、それで済む話ですよ。逆に言うと、畑としてあるんだけど、今持っている人は作ってませんと。だから、防草シートを敷いているだけなんですよ。で、次やる人はそこでブドウを作りたいということをはっきり申し上げているんで、農業者からすると、何も作ってなくて、ちゃんと作ってもらえる方がありがたいということ。これを理解したので了解しましたと。</p> <p>だけど、これだけ見てればわかりませんよね。だから、もしお手間でなければ、今回であれば、この3つか4つか、ちょっと写真をつけるかなんかできればいいんじゃないかなと思うんですけど、まあ、事務局側として必要ないよっていうのは別ですけど。</p> <p>そうすれば、こんな問題は起きないとは思います。</p>
事務局	<p>ご意見ありがとうございます。委員がおっしゃられる集積計画っていうものについては、おそらく市の地域計画の目標地図が一番適当であるかなというふうに思っています。</p> <p>あわら市の地域計画の地図というのは、主に田んぼで、後でちょっとお見せいたしますけれども、丘陵地の地域計画の目標地図もございます。今回、あわら市の田んぼのところになりますので、実際、地域計画のところに位置づけされることにもなると思いますので、もし、その地域計画を変更する場合に○○さんとか位置づけなきやいけない方になってくると思うんですけども、そういう変更があったときに目標地図をお見せするっていう形でもよろしいでしょうか。</p>
12番	<p>それでいいんですけど、私が心配しているのは、一番最初に、農業会議の方が研修会で、農業の在り方とか、農業委員の在り方とか、農業のあり方というのは、相当高いレベルの研修をされている中で、そこに対して、私どもの農業委員が、どういうふうにそれに向かって、事案について判断するんだということが、非常にその素人の状態だから分かりづらいと、それに対して、先ほどおっしゃったように、あわら市としては、そこにいろんなものが該当する農地に対しては、もともとの地域計画に対して齟齬するものではないよ、ということを確認しましたという一文があれば、安心するんだけど、1個1個、毎回毎回、いろんなものがあって、パッチワーカ的にどんどん広がっていくと、私どもとしては、農業全体に対してどうなってるんだろうみたいなところが、そこを理解して判断できないので、そのところは事前にあわら市として、もともとのあわら市の地域計画の中の集約化とか、そこに支障はないんだよということを理解した上で判断してくださいねっていうことになると、私どもも安心して、いろいろ質問なり判断させていただくんんですけど、その辺、私自身がまだ未熟なので、その辺がわからない状態で、農業委員の役割ということがあるのでそこら辺のところで話しさせていただきました。</p>
事務局	はい、ご意見ありがとうございます。わかりやすいように、地図をつけるかどうかも、内部で話をして、なるべくわかりやすいような説明と見せ方をさせていただきます。今後検討させてください。
12番	よろしくお願ひ致します。

議長	他にご質問ありませんか？
	(質問なし)
議長	他にないようですので、採決にはいります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」許可する事に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	賛成全員です。よって、許可相当と認めます。
<b>◇ 議案第2号 現況証明願について</b>	
事務局	【事務局説明】
議長	次に、地区担当委員の説明ですが、番号1番については10番 石田委員お願いします。
10番	この案件について、事務局の説明のとおり問題ないと思います。
議長	ありがとうございます。次に番号2番、3番については、私の方から説明します。 事務局の説明のとおり問題ないと思われます。以上です。
議長	次に、本件について、本日、現地調査を行っておりますので、調査員を代表して、6番・塙田委員に調査結果の報告をお願いします。
6番	本日9時より石谷委員、中嶋委員と事務局1名と私で現地確認いたしました。結果、事務局の説明通り問題はないと思われます。以上です。
議長	はい、ありがとうございます。 それでは、この案件について、ご質問はありませんか。
	(質問なし)
議長	ないようですので採決に入ります。議案第2号「現況証明願について」非農地と判断することを承認される方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	賛成全員です。よって、承認することといたします。
<b>◇ 議案第3号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について</b>	
事務局	11ページをご覧ください。 あわら市から別添のとおり農用地利用集積等促進計画（案）が提出されたので、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案に対する意見を求める。 ここで、まず、前回の定例総会で農地の集積について「全体の農地の集積化がどう進むのかということを、絵図のようなもので見て理解したい」というご意見がございましたので、参考として、坂井北部丘陵地の地域計画の現況地図をご用意したので、電子黒板をご覧ください。
12番	前回の会議では、その分からないという問題とここに産業廃棄物に該当する肥料、汚泥を肥料化して、それに対して、ただ単に肥料という名目でそこに捨て場としてやってるんじゃないのかというふうなことで、そこに対する確認をお願いしていたと思うんですけど、その2件についての紹介をいただけるということでおろしいですか？
事務局	こちらの図が丘陵地の目標地図になります。担い手さんが耕作している農地には色が塗ってあります。

	<p>8月の農業委員会で承認された中間管理事業の契約農地を黒の枠で囲んであります。</p> <p>青で囲んだ畑が、今回あらためて提出いたしましたの促進計画案の○○・△△・■■の合計10筆で、○○さんが耕作者です。</p> <p>もともと相対で契約され集積はされていましたが、相対の契約が満期になります、中間管理事業の契約に切り替えた契約になります。ですので、図としては、もともと色は塗られており、何も変わっていない地図になります。</p> <p>色の塗られていない白地の農地が、新たに集積されれば、色が塗られることになります。今後は、白地の農地が新たに集積された場合にのみ地図をこのように提示させていただきますのでご理解よろしくお願ひします。</p> <p>前回8月の定例会時のご意見につきまして、調べた結果をご報告いたします。</p> <p>それでは、今一度ご説明いたしますが、農業委員会の意見とは、何に対し意見を述べるかといいますと、この「農用地利用集積等促進計画案」の受け手の耕作者が、機構法第18条第5項第2号及び第3号に規定する要件を満たしているかを確認し、それについて意見があれば附すことができるというものです。要件とは、農地全てを効率的に利用して耕作を行うと認められる者であるかどうか、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるかです。事務局としましては、この要件を満たしていることを確認しております。農業委員会では、委員の皆様が持っている情報などから先ほどの要件を持たしているかどうかを最終的にご判断いただきたいと思います。</p> <p><b>【議案説明】</b></p>
議長	本案について、何かご質問ございませんか？
	(汚泥肥料について意見あり)
議長	議案第3号については、次回の保留事項事案といたします。
<b>◇ 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出の報告について</b>	
事務局	<b>【事務局説明】</b>
議長	本件について、ご質問はありませんか。
	(質問なし)
議長	質問がないようですので、報告第1号を終わります。
<b>◇ 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約通知の報告について</b>	
事務局	<b>【事務局説明】</b>
議長	本件について、ご質問はありませんか。
	(質問なし)
議長	ご質問がないようですので、報告第2号を終わります。
<b>◇ その他</b>	
議長	次に、その他の(1)その他について事務局の説明を求めます。
	<b>【(1) 事務局説明】</b>
議長	他にございませんか。
<b>◇ 閉会</b>	
議長	他にないようですので、以上をもちまして、本日の会議を閉じます。 慎重なるご審議を賜り、ありがとうございました。

令和7年9月24日

議長

委員

委員